

平成26年門真市教育委員会第3回定例会

開催日時 平成26年3月26日（水） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第10号 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について |
| 日程第4 | 議案第11号 門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の制定について |
| 日程第5 | 議案第12号 門真市立保育所条例施行規則の制定について |
| 日程第6 | 議案第13号 門真市立保育所延長保育実施規則の制定について |
| 日程第7 | 議案第14号 門真市保育の実施に関する条例施行規則の制定について |
| 日程第8 | 議案第15号 門真市立放課後児童クラブ条例施行規則の制定について |
| 日程第9 | 議案第16号 門真市立文化会館条例施行規則等の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第17号 門真市教育委員会文書管理規程及び門真市教育機関事務処理規程の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第18号 門真市学校プール運営委員会細則の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第19号 門真市特別支援教育就学奨励費支給規則等の廃止について |
| 日程第13 | 議案第20号 平成26年度門真市教育の重点について |
| 日程第14 | 議案第21号 平成26年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について |
| 日程第15 | 議案第22号 門真市生涯学習推進基本計画の策定について |
| 日程第16 | 諸報告 |
| 日程第17 | 承認第1号 臨時代理による事務処理の承認について
(門真市立学校管理職人事について) |
| 日程第18 | 承認第2号 臨時代理による事務処理の承認について
(門真市教育委員会事務局人事について) |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで

出席委員

委員長	長澤 信之
委員長職務代理者	藤原 定壽
委員	磯和 均
委員	桜井 智恵子
教育長	三宅 奎介

事務局出席職員

学校教育部長	藤井 良一
生涯学習部長	柴田 昌彦
学校教育部次長	山口 勘治郎
生涯学習部次長	山田 益夫
学校教育部総括参事	満永 誠一
学校教育部教育総務課長	山 敬史
学校教育部学校教育課長	寺西 照之
学校教育部学校教育課参事	上甲 尚
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	岩佐 美奈子
生涯学習部地域教育文化課長	脊戸 隆
生涯学習部スポーツ振興課長	丹路 保浩
図書館長	秋月 康宏

長澤委員長 開会宣告 午後2時

日程第1 会議録署名委員の指名

長澤委員長より 藤原 定壽 委員を指名

日程第2 会期の決定

本日1日と決定

日程第 3

議案第10号 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について、山教育総務課長が次のように説明した。

議案書 2 ページをご覧ください。

26年 3 月19日付けで門真市長から平成26年門真市教育委員会第 1 回定例会において同意した内容について変更したい旨の協議の申し出がございました。

3 ページをお願いします。変更の内容につきましては、補助執行させる「保育料の決定、徴収、減免及び還付に関する事務」について、「門真市立保育園」を対象とした表現としておりましたが、公立保育園に加え、民間事業者が運営する保育所についても、同様の事務を行うため、「補助執行させる事務」のうち、「門真市立保育園」の記載を、「保育所保育料」と改めるものであります。

[全委員異議なく、可決]

日程第 4

議案第11号 門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の制定について

門真市立社会体育施設等の優先使用に関する規則の制定について、丹路スポーツ振興課長が次のように説明した。

まず、「優先使用」という言葉の定義でございますが、本市のグラウンド、体育館、テニスコートのいわゆる社会体育施設の利用につきましては、原則、抽選により市民利用に供しておりますが、その中においても生涯スポーツの振興、青少年の健全育成等に資する事業で特に教育委員会が必要と認めた事業につきましては、一般の抽選期間よりも前に当該事業に必要な日数分を確保し、施設の使用許可を行うことを言います。

この「優先使用」につきましては、20年 5 月に施行した「門真市立社会体育施設の優先使用に関する要綱」に基づき、今日まで運用してきておりますが、23年のスポーツ基本法制定並びに指定管理者制度等の諸制度の導入による社会情勢の変化、また、「優先使用」の対象となり得る事業の増加に伴う施設利用の過密化等の運用面における課題を踏まえ、より一層の適正化を図ることを目的としてこ

の度「要綱」から「規則」へと変更し、新たに制定するものです。
それでは内容について、「要綱」との違いを中心にご説明させていただきます。

はじめに、第4条の優先使用対象大会につきまして、優先使用を認める大会等の対象に「総合型地域スポーツクラブの活動」及び「指定管理者の自主事業」を明記いたしました。現行の要綱では、各々の事業を認める項目がなく、「教育委員会が特に必要と認めるもの」で許可を行っておりますが、これからの市民スポーツの振興における総合型地域スポーツクラブの重要性並びに指定管理者制度の積極的な活用を踏まえ、規則においてそれぞれを一つの項目として位置づけることとしております。

続きまして、第5条の優先使用の申請につきまして、申請における添付書類の明確化を図りました。現行の運用におきましても、申請時に大会等の概要を示す要項や参加チーム・試合数並びに参加者の年齢構成が分かる資料の提出を求めておりますが、要綱に明記していないため、それら資料の添付が徹底されておらず、優先使用を認める妥当な日数の算出が出来ないことから、規則においてそれら資料の提出を許可の要件として定めることとしております。

続きまして、第6条の優先使用許可の決定方法につきまして、日曜及び休日の優先使用の許可は、施設ごとに一般の抽選に供する日を1か月あたり最低1日以上確保したうえで許可することを規定しております。優先使用の対象となる大会等の開催は、どうしても日曜日または休日に集中する傾向がございまして、また、近年大会等も増加傾向にあることから全てを申請通りに許可すると一般の利用者が日曜及び祝日に利用できない事態も予想されます。このことから施設ごとに最低1日以上は一般抽選枠を残した上で優先使用許可を行うこととしております。

また、同じく第6条において許可を行うにつき大会等の参加予定チーム数、試合数、試合消化時間等を精査し、必要な日数を決定することを明記しております。

これにつきましては、現行の運用では、基本的に申請された日数を許可日数としておりますが、一部の団体において余剰分を目的外に利用しているケースもあると聞き及んでいることから、新たに日数の妥当性を計算により確認し、必要最小限の日数にて許可することとしております。

続きまして、第9条の優先使用結果の報告ですが、文字通り使用結果の報告を義務付けしております。現行の制度では、優先使用の

許可後、許可した大会がどのように実施され、終了したのかを書面で把握する術がありませんでした。よって、規則において結果報告書の提出を規定し、申請時との乖離の有無や日数の妥当性を確認することで、申請時における日数チェックとともに事後的なチェックを行うこととし、不適切な使用を抑制することとします。

続きまして、第10条の優先使用許可の取消し等ですが、許可申請は、当然のことながら事実に基づき、大会等に必要な日数を確保する目的で誠実な内容での申請が大前提となり、また、施設使用に当たっても申請内容どおりの使用、許可条件を守った上での使用が大原則になります。

しかし、稀に許可日数以上の日数を確保する目的で優先使用対象外施設を無断で使用したり、大会における全試合が消化されたにも関わらず、残りの日数を返還せず、他の目的に使用するケースもあることから、これらのことが発覚次第、当該許可を取消しできるとともに、それ以降の施設使用停止措置を行うことができる規定を設け、不適切な使用の抑制を図ることとします。

最後に第11条の規則の見直しですが、優先使用という制度があくまでも特例措置であるということを鑑み、今後、規則改正が必要となった場合、社会教育委員に対してその必要性や妥当性について説明し、意見を求め、それら意見を十分に踏まえて教育委員会での議決を行うことで、総合的な判断のもとでの改正を行うこととします。

磯和委員： 要綱は例規集にも出てこず、内輪のものなので、要綱から規則になることは基本的に賛成である。その中で何点か質問をさせていただきたい。

以前の要綱で優先使用の対象大会として挙げられたものに門真市民総合体育大会があったが、それがなくなったのはどういう理由か。

丹路スポーツ振興課長： 門真市民総合体育大会はこれまで50年にわたり市民スポーツの振興に大きな役割を果たしてきました。しかしスポーツ基本法の施行により今後の市民スポーツに必要とされているものの、範囲が従来までの競技スポーツに加え、誰もがいつからでも自主的に取り組めるニュースポーツも含んだ、より広範囲なものとなり、またそれらに気軽にふれられる環境づくりを積極的に行っていく義務が地方公共団体に課せられております。このことから教育委員会といたしましてもまずは、多くの市民にスポーツを始めとした気軽に体を動かすことの大切さ、楽しさを実感していただく機会として26年度より

(仮称) 門真市スポーツレクリエーション大会の開催を予定しており、その内容は門真市民総合体育大会で主としております競技スポーツの要素も包含し、一つのものとして実施していくこととしているため、あえて門真市民総合体育大会という名称は記載しておりません。

考え方といたしましては、これまでの門真市民総合体育大会の要素とこれから求められる誰もがいつからでも自主的に取り組めるニュースポーツの要素を(仮称)門真市スポーツレクリエーション大会という一つの大きな大会の中で、それぞれを具体化していこうとするものです。

磯和委員： 新しい規則第6条第3号で許可にあたっての参加予定チーム数、試合数、試合消化時間を精査して日数を決定し、その後も日数計算の妥当性の評価や確認、結果報告等があるが、具体的にはどのような方法を考えているのか。

丹路スポーツ振興課長： これにつきましては、昨年の末から今年の初めにかけて市内で盛んに行われているメインとなる競技団体に対しましてヒアリングという形で試合の実施方法を始め、一試合に要する平均時間、施設ごとに同時にできる試合数、また準備や片付け時間などを把握させていただきました。例えばある種目の大会に関する申請が出てきたといたしまして、そこで予定されている試合数が25試合とすれば、一試合に必要な平均時間がわかっており、またどの施設で同時に何試合が実施可能か、準備や片付けを含めて一日最大何試合消化可能かを把握するため、これらのデータを基に計算による必要日数を算出して許可の日数を決定いたしております。これは単に許可日数を減らすことを目的にしているのではなく、認める大会に対して大会が成立するのに必要と思われる日数を可能な限り過不足なく団体にお渡しできるようにすることを目的としております。あくまでも計算上の決定ではありますが、大会進行上、必ずしもそのとおりに進まないと思いますので、新たに規定する結果報告を受けまして許可日数と実績との乖離の有無を勘案し、必要に応じて計算方法等の考え方を改良していきたいと考えております。

磯和委員： 施設の有効活用という意味では、今までの説明では多めに日にちを設定しておいて優先使用をしてきたという経緯があると思わ

れるので、施設を優先使用される方がとったことによって使えなくなるが出ないようにさらに工夫していただきたい。

最後にもう一つ聞きたいが、第11条で規則の見直しの場合に社会教育委員の意見を求めるとなっているが、一般の委員会規則では教育委員会のみで決めるところに社会教育委員の意見を求める規定を設けた理由を教えてください。

丹路スポーツ振興課長： 社会教育法第17条におきまして社会教育委員の職務が規定されております。そこでは社会教育に関する諸計画を立案すること、また定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べることなどとされております。この優先使用に関する規則はまさに社会教育のうち市民スポーツの振興を図る上での特例措置を定めるものであることから、社会教育法の趣旨に則りまして、社会教育委員の意見を傾聴し、可能な限り反映した内容での改正を行いたいと考えておりますので、設けさせていただいた次第でございます。

磯和委員： 非常に明確な答えをありがとうございました。

長澤委員長： 今の磯和委員の質問に関連して、今回の規則の制定に際して社会教育委員に意見は聞いたのか。

丹路スポーツ振興課長： 3月24日に社会教育委員会を開催しまして、この案に対するご意見を頂戴しております。

長澤委員長： どのような意見が出たのか。

丹路スポーツ振興課長： 7月の社会教育委員会でも経緯を説明した後に、最終的に3月24日の社会教育委員会での意見の聴取という形になったわけですが、やはりこの優先使用というのは特例であり、市民の皆さんに対しても公平公正に使っていただくための一つのルールとして決めていただくことは結構なことだということで、ご意見はいただきました。

藤原委員長職務代理者： 第4条で書かれている対象の大会について、第1項第1号のオのところでは総合型地域スポーツクラブの活動について、具体的にはどういうことをされて、ここを新しく入れることになったのか。

丹路スポーツ振興課長： 先程の答弁の中でも申し上げましたように、スポーツ基本法が23年度から制定されたこともあり、地方公共団体においては総合型地域スポーツクラブに対する大会ができるような環境を提供することとあり、現在門真市におきましては総合型地域スポーツクラブとしてはすねクラブがあり、市民プラザを拠点として様々なスポーツの教室をしていただいております、また会員の皆さんが整えたスポーツフェスティバルであるとか、そういう形での市民スポーツを知る分には一定供出していただいているところでございます。

〔全委員異議なく、可決〕

日程第5

議案第12号 門真市立保育所条例施行規則の制定について

門真市立保育所条例施行規則の制定について、山教育総務課長が次のように説明した。

議案書15ページをお願いします。

本案につきましては、26年4月1日付けの機構改革に伴い、保育の実施及び保育所に関しまして、平成26年門真市教育委員会第1回定例会において、市長から委任される事務として同意したことから、既存の本規則を教育委員会規則として制定し直すものでございます。

議案書16ページをお願いいたします。

本規則の主な内容につきましては、保育所の定員、保育時間及び休所日について定めるものであります。

なお、附則としまして、この規則は、平成26年4月1日から施行するものです。

〔全委員異議なく、可決〕

日程第6

議案第13号 門真市立保育所延長保育実施規則の制定について

門真市立保育所延長保育実施規則の制定について、山教育総務課長が次のように説明した。

本案につきましては、議案第12号と同様、26年4月1日付けの機構改革に伴い、既存の本規則を教育委員会規則として制定するものでございます。

議案書18ページをお願いいたします。

本規則の主な内容につきましては、保育所の延長保育の定義、実施施設、対象児童及び申請等の手続きについて定めるものであります。

なお、附則としまして、この規則は、平成26年4月1日から施行するものです。

藤原委員長職務代理者： 議案第12号の門真市保育所条例施行規則第4条に保育所の保育時間が書かれているが、それが朝の8時30分から午後6時30分までと非常に長い時間かかっている。その6時30分より今第13号で出てきた延長保育として30分間が規定されている。幼稚園でも今までであった幼稚園教育を良くしていくことが出てきた。同じように保育所の考えが最初の1時間や後に延長があるなどして、12時間ある。非常に長い。これはどのように考えたらいいのかが一点。職員の数も12時間勤務し続けることはありえないわけだからそこはどのようにになっているのか。

長澤委員長： それと併せて、時間外教育と延長保育の違いはどこにあるのか。もしわかれば。

満永学校教育部総括参事： 保育所の延長保育は就労支援になりますので、最大11時間。現在のところ幼稚園につきましては、幼稚園の教育要領に則った教育と考えられており、従いまして時間としましては9時間となっております。基本的に幼稚園は4時間を基本とし、それに加えて時間外教育。従いまして時間等は就労支援である保育所とは違ってくることになります。

山教育総務課長： 職員の勤務体制につきましては、保育所では交代制の勤務を敷いておりますので、フレックスのような形になっており、それをローテーションで勤務している形になります。

長澤委員長： 延長保育と就労支援の違いは理解できたが、具体的に保育料等の違いはあるのか。時間外をすればどうなるのか、さらに延長保育をすればどのようになるのかなどを今後、保育部署に質問しようと考えております。

磯和委員： 言葉について、「通常」があつて、その次に「時間外」。普通は「通常」「延長」「時間外」の順にあるのが言葉のイメージだが、「時間外」だと既に営業が終わっているが継ぎ足しで作る。「延長」は通常の事業を延ばして、それが終わってから「時間外」とするのが言葉として普通に捉えやすい気がするが。

長澤委員長： 今後、保育部署に、説明を聞かせていただく。

[全委員異議なく、可決]

日程第7

議案第14号 門真市保育の実施に関する条例施行規則の制定について

門真市保育の実施に関する条例施行規則の制定について、藤井学校教育部長が次のように説明した。

本案につきましても、前議案と同様平成26年4月1日付けの機構改革に伴い、既存の本規則を教育委員会規則として制定し直すものでございます。

議案書25ページをお願いいたします。

本規則の主な内容につきましては、保育所の入所の申込み、入所の承諾、届出義務及び保育の実施の解除等について定めるものであります。

なお、附則としまして、この規則は26年4月1日から施行するものとし、経過措置といたしまして、この規則の施行の日前において門真市保育の実施に要する費用に関する規則による廃止前の門真市保育の実施に関する条例施行規則（昭和63年門真市規則第27号）により入所措置を受けている児童で、施行日現在、引き続き入所措置を受けているものについては、この規則に基づいて入所措置されたものとみなすものといたします。

[全委員異議なく、可決]

日程第 8

議案第15号 門真市立放課後児童クラブ条例施行規則の制定について

門真市立放課後児童クラブ条例施行規則の制定について、山教育総務課長が次のように説明した。

本案につきましても前議案と同様、26年4月1日付けの機構改革に伴い、放課後児童健全育成事業に関しまして、既存の本規則を教育委員会規則として制定し直すものでございます。

議案書34ページをお願いいたします。

本規則の主な内容につきましては、放課後児童クラブの定員、対象児童、開設時間、休会日、及び入会や退会等に関し、定めるものであります。

なお、附則としまして、この規則は、平成26年4月1日から施行するものとし、経過措置といたしまして、この規則の施行の日前において門真市立放課後児童クラブのクラブ費に関する規則による廃止前の門真市立放課後児童クラブ条例施行規則（平成18年門真市規則第67号）により放課後児童クラブに在会している児童で、施行日現在、引き続き放課後児童クラブに在会している児童については、この規則に基づいて放課後児童クラブに入会の決定をされたものとみなすものといたします。

〔全委員異議なく、可決〕

日程第 9

議案第16号 門真市立文化会館条例施行規則等の一部改正について

門真市立文化会館条例施行規則等の一部改正について、脊戸地域教育文化課長が次のように説明した。

本案につきましては、主に26年4月1日付けの機構改革に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書45ページからをお願いいたします。

今回改正いたします規則につきましては、第1条に「門真市立文化会館条例施行規則」、第2条に「門真市教育委員会公印規則」、第3条に「門真市立公民館条例施行規則」、第4条に「門真市立小・中学校施設設備使用条例施行規則」、第5条に「門真市立幼稚園の管理運営に関する規則」、第6条に「門真市奨学条例施行規則」、第7条に「門真市立青少年運動広場条例施行規則」、第8条

に「門真市立テニスコート条例施行規則」、第9条に「門真市教育センター条例施行規則」、第10条に「門真市民文化会館条例施行規則」、第11条に「門真市立市民交流会館条例施行規則」、第12条に「門真市文化芸術振興審議会規則」、第13条に「門真市立旧第六中学校運動広場条例施行規則」、第14条に「門真市立門真市民プラザ条例施行規則」、第15条に「門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則」の計15条例であります。

主な改正内容といたしましては、市長の権限に属する補助執行事務である使用料の徴収や交付金の交付申請に関することについて市規則で定めるため、その内容について削除すること、機構改革に伴う公印の整備、課の名称変更及び新たな附属機関の設置を行うものであります。

なお、附則第1項といたしまして、この規則は、平成26年4月1日から施行するものとし、第2項に、経過措置といたしまして、この規則の施行の際現に門真市附属機関に関する条例施行規則の規定により門真市子ども・子育て会議の委員に委嘱されている者は、この規則の規定により門真市教育委員会から委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、別表の任期の欄に掲げる任期に関わらず、附属機関規則の規定に基づく委員としての残任期間とすること、第3項に、この規則の施行の際現に附属機関規則の規定により定められた委員長又は副委員長である者は、この規則の施行の日に、第4条第1項の規定により委員長又は副委員長として定められた者とみなすものといたします。

また、新たに市規則で制定するそれぞれの使用料等に関する規則につきましては、参考資料としてお手元に配布しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

[全委員異議なく、可決]

日程第10

議案第17号 門真市教育委員会文書管理規程及び門真市教育機関事務処理規程の一部改正について

門真市教育委員会文書管理規程及び門真市教育機関事務処理規程の一部改正について、山教育総務課長が次のように説明した。

本案につきましては、平成26年4月1日付けの機構改革に伴うものの他、所要の改正を行うものでございます。

議案書95ページをお願いいたします。

まず、門真市教育委員会文書管理規程の改正内容につきましては、用語の定義に新たに「門真市立こども発達支援センター」を記載しております。

第9条では、教育総務課で管理しておりました印刷機を法務課に移管したため、その内容について削除しております。

96ページ別表では、今回の機構改革で地域教育文化課が生涯学習課に名称変更され、こども未来部が新たに設置されるため、文書記号を設定しております。

次に、門真市教育機関事務処理規程の改正内容につきましては、タイトルに等の文字を追加し、門真市教育機関等事務処理規程に変更し、新たにこども未来部が設置されることに伴う、用語の定義や職務、事務に係る専決及び代決に関することについて整備するものであります。

なお、附則といたしまして、この規程は、平成26年4月1日から施行するものです。

[全委員異議なく、可決]

日程第11

議案第18号 門真市学校プール運営委員会細則の一部改正について

門真市学校プール運営委員会細則の一部改正について、寺西学校教育課長が次のように説明した。

本案につきましては、平成26年4月1日付けの機構改革に伴う、改正を行うものでございます。

議案書101ページをお願いいたします。

改正の内容といたしましては、今回の機構改革に伴い、生涯学習部地域教育文化課が生涯学習部生涯学習課へ名称変更をすることから、第2条第2号に定める運営委員会の委員の職にあるものを生涯学習部地域教育文化課長から生涯学習部生涯学習課長に変更するものであります。

なお、附則といたしまして、この細則は、平成26年4月1日から施行するものです。

[全委員異議なく、可決]

日程第12

議案第19号 門真市特別支援教育就学奨励費支給規則等の廃止について

門真市特別支援教育就学奨励費支給規則等の廃止について、寺西学校教育課長が次のように説明した。

本案につきましては、主に平成26年4月1日付けの機構改革に伴い、規則の廃止を行うものでございます。

議案書103ページをお願いいたします。

今回廃止いたします規則につきましては、4規則でございます。

1つ目は、門真市特別支援教育就学奨励費支給規則、2つ目は、就学援助費支給規則、3つ目は、門真市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則、4つ目は、門真市私立幼稚園児保護者補助金交付規則でございます。

廃止の内容といたしましては、市長の権限に属する補助執行事務である補助金又は交付金等の交付申請に関することについては新たに市規則で定めるため、教育委員会規則を廃止するものであります。

なお、附則といたしまして、この規則は、平成26年4月1日から施行するものです。

長澤委員長： 確認だが、規則は新たに市長部局でできて、事務的には教育委員会が引き続いて行うわけだが、文面だけで説明がなくては就学援助がなくなったように誤解をしてしまう。

寺西学校教育課長： 今言われましたとおり、教育委員会で引き続いて実施してまいります。新たに市規則で定めるものにつきましては、本日配布させていただいております参考資料の中に入れていただいておりますので、ご参照ください。

[全委員異議なく、可決]

日程第13

議案第20号 平成26年度門真市教育の重点について

平成26年度門真市教育の重点について、藤井学校教育部長が次のように説明した。

別冊「門真市教育の重点」をご覧ください。まず始めに今年度の作成方針につきましては1ページ「はじめに」に記載しております

ので一部読み上げます。

3ページと4ページは26年度の本市教育委員会の重点施策であります。

3ページをご覧ください。昨年度に引き続いて学力向上対策委員会の提言の具体化を図る4領域について事業を展開しております。授業の改善につきましては学校図書館司書配置校を4校から6校に増加させております。さらに小5、小6、中1での35人学級を実施します。

家庭学習の改善では、25年度に作成した「門真市版家庭学習の手引き」（教職員）向けと「門真市学びのススメ」（家庭向け）を活用し家庭学習の推進を図ります。

4ページに移ります。学校給食事業では、第五中学校と第七中学校の給食調理場の立て替え工事を行います。

学校施設整備事業では、五月田小学校大規模改造工事2期工事と第五中学校第1期工事を実施するとともに、沖小学校大規模改造工事に向けた実施設計を行います。

続きまして、各事業分野の説明をさせていただきます。

25年度から変更した事業を中心に、先ほどご説明した35人学級等の事業を割愛してご説明いたします。

6ページをご覧ください。幼稚園教育のうち公立幼稚園の再構築の始めるとして、浜町幼稚園及び北巢本幼稚園周辺地域に居住する園児を対象に通園バスの運行を実施します。

7ページをお願いします。

確かな学力の子ども主体の授業づくりについては、門真市版授業スタンダードに基づいた授業づくりを支援します。

英語力の向上については、小学校に於いて従来のAETに代わり、英語の堪能な日本人を配置し、配置時数も増やします。

10ページをご覧ください。

力のある学校のうち、一貫教育の推進につきましては、新たに始めるとして、校区ごとの「一貫教育全体計画」をもとに、計画の具体化を図ることといたしました。

学校組織の改善につきましては、推進項目を全部入れ替え、始めるとして、新任校長研修の実施と研修を通じた主席、教務主任の育成を掲げております。

続いて、12ページをご覧ください。

力のある教職員のうち授業研究の推進につきましては、小学校5年生対象の本市学習到達度調査に理科を加えることとしております。

14ページをご覧ください。

豊かな心と健やかな体のうち、問題行動の未然防止と早期解決につきましては、前文を書き換えました。内容といたしましては、本市のこれまでの特に中学校における生徒指導が事後指導に偏っているという理解から、今後は、未然防止を主とした生徒指導の在り方を開発すべき生徒指導という名称と呼ばれているものと理解しながら、今後支援教育のさまざまな知見等を活用しながら本市の生徒指導のありようを再構築していくというものでございます。

15ページをご覧ください。

いじめの解消につきましては、推進項目を大幅に入れ替えており、門真市いじめ防止対応マニュアルの作成、重大事象の発生に当たっての市教委の積極的関与、各校での「学校いじめ防止基本方針」の作成と活用、中学校生徒会を中心とするいじめ防止活動に取り組んでまいります。

次に道德教育の推進につきましては、新たに中学校区での「豊かな人間性をはぐくむ取組推進事業」を実施します。

続いて、柴田生涯学習部長が生涯学習部関係の各項目について、読み上げて説明した。

26年度から、生涯学習部門につきましては、学校教育とかかわりの深い事業や施策の方向性のみをお示しすることとなりました。

21ページ以降にまとめておりますのでご覧願います。

内容といたしましては、大きな2つの柱として学習ネットワークの強化と、学習支援の推進を掲げております。

1点目の学習ネットワークの強化につきましては、まず、「学校・家庭・地域等との連携・協働」という視点からPTAや地域との連携や、学校支援地域本部事業の推進企業・大学あるいは市民公益団体との協働による理科講座や子ども英会話講座、中学生英語プレゼンテーションコンテストの継続などを掲げております。

続いて、「生涯学習推進体制の強化」につきましては、本委員会に上程の議案第22号 生涯学習推進基本計画策定後に、これに基づき、粛々と施策展開を図ることとしておりますが、その実施に向けた体制づくりや、第2次門真市子ども読書活動推進計画の策定着手について述べております。

2点目の学習支援の推進につきましては、「家庭・地域教育、青少年健全育成の推進」という視点で25年度から開始の家庭教育支援（つながるハート）事業や、サタスタ、学び舎の継続実施ほか、キ

ッズサポーターの組織化や青少年に関する見守り活動などを進めてまいりたいと考えております。

桜井委員： 2点質問があります。教育の重点14ページのところです。

教育現場等を視察させていただいて、なかなかやんちゃな子どもたちに苦勞されていることは承知しております。

その中で問題行動の取り組み方は門真にとって大きな課題であると思うのですが、一つ目として14ページの問題行動の未然の防止と早期解決のところの6行目あたりに、「望まない結果を受け入れたりする経験の積み重ね」という文言が出てくるのですが、これは逆に今いろんな状況の中で我慢を重ねて不登校になったりうつになったりする子どもたちが増えてきていることに重なるので、表現を変えたほうがいいのではないかと思うのが一点あります。

自己、自己が続くので個人モデルでやるよりも門真の子には大変良い、異質である関係や多様性の中で育つということを組みこんだような表現、例えば他者に対して理解を深めるとか、その環境の中で望まない結果をお互いに受け入れあうというのであればわかるので、そういうニュアンスになった方がいいなというのが一点。

もう一つは、昨年も申し上げたかもしれませんが、教育の重点は「進める」と「始める」ばかりになるので、「やめる」とか。これは減らさないとパンクしてしまうのではないかと感じて心配になります。増やせば増やすほど薄まっていくので、潔くこれはやめてこれをやろうというのがわかるといいなと思う。この二つについて教えてください。

寺西学校教育課長： 今言われました「望まない結果を受け入れたりする経験の積み重ねが必要です」の文言については、ご指摘いただいた「他者に対して理解を深める中で望まない結果を受け入れる」文言に改めさせていただきますと思います。

長澤委員長： これは議案なので、改めるならばまたその提案を議案で図って議決しなければならない。そのあたり本当にいいのかどうか。

桜井委員： 考えてもらうということで、後はお任せします。

長澤委員長： そのようなことで了解してもらえれば。桜井委員の意見を聞いていただいた中で修正するならば修正していただいてもよろしいか。

藤井学校教育部長： 事務局に一任ということによろしいですか。

長澤委員長： そういうことです。もう一つの「進める」「始める」「やめる」についてはどうか。

寺西学校教育課長： 「進める」「始める」については、実際にやめている部分もあります。確かに「進める」「始める」が多くてビルドばかりと思われるかもしれませんが、やめている部分については、標記しておりませんのでこのような形で表現しております。

長澤委員長： そのあたりは次年度からの研究課題ということにしてください。

磯和委員： これまでは、これを教育委員会全体の今年度の目標のような設定で、年度の終わりにこれに対する評価をもらっていたということだが、今後はそれを変えると伺っている。いつもは人数が何人であるとか、何%達成したか等で事業を評価していたが、今後は他の部局で行っている事業評価シートを活用していくような方向をイメージしている。そのようになった経緯や教育の重点そのものの変化などがわかればご教示いただきたい。

藤井学校教育部長： 元々の教育の重点の作成の経過から説明させていただきますと、門真市立小中学校・幼稚園に対する教育委員会からの要望事項のような性格からスタートしております。その後、教育委員会評価というようなフレームができて、教育の重点についても先程おっしゃいましたように教育委員会の事業を網羅するというように変わってきました。今般、教育振興基本計画が26年度の予算の中でも額面としては0ですが、事業そのものとしては市としても認められ、進めていくとのことなので、早晚門真市の教育振興基本計画が策定され、教育の重点はそれに代わっていくとの見込みであると考えております。その際に教育委員会の点検評価につきましても磯和委員がおっしゃっているようなシートのものを導入していったらどうかという案も出てきております。26年度につきましても、こども未来部が入ることもあり、教育委員会の網羅は実質的にも不可能ですので、学校に対する我々の要望というよりはむしろ支援を記述していこうということで、生涯学習の分量についてはかなり削減させていただきました。

藤原委員長職務代理者： 表現の問題になるが、保幼小中9年間教育という表現はそれでいいのか。小中は9年間、幼稚園も入れると11年になり、保育園も入れると15年になってしまう。今はこれで構わないが、藤井部長が言われたとおり、新しい教育振興基本計画ができてそこに保育が入ってくる。保育だけでなく新しい門真の子どもたちにとって教育はやらないといけないとずっと言われているので、その辺は教育振興基本計画ができたなら今後直していかなければならないところが、新しく入ってきたところができることによって考えていかなければならない。特に「保」としか書いていないところがいくつかあるが、保育所をどうしていくかを教育委員会の方針として出てくるわけなので、藤井部長がおっしゃったように今年はこども未来部も含めて「保」の取り組みをしていかなければならない。特に小学校にはたくさん問題がある。一年生の問題など学校区も含めて大変なので、そこはできることだと思うので、書きやすくなる、求めやすくなる内容が書けると思うので、是非お願いします。

長澤委員長： 確認ですが、教育の重点の配布先はどのようになっているのか。社会教育関係団体には配布していないのか。

寺西学校教育課長： 25年度は門真市内の市立小・中・幼すべてに配布しております。26年度につきましては、こども未来部も入りますので保育園関係も含めて配布したいと思います。

長澤委員長： もし配布しているならば生涯学習分野を少し精選しすぎており、誤解を招いてはいけないので敢えて質問させてもらった。

[全委員異議なく、可決]

日程第14

議案第21号 平成26年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について

平成26年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について、岩佐学校教育課参事が次のように説明した。

議案書106ページからをござんください。

来年度、門真市教育委員会が主催する研修の方針は、門真市教育

の重点に基づいた4点を柱とし、力ある教職員の育成を推進したいと考えております。

まず、1. 教職員のキャリアステージに応じた研修につきましては、初任者、10年研修の法定研修をはじめ、ミドルリーダー、管理職など、教職員のキャリアステージ、職務に応じた研修を実施します。2. 授業改善に重点を置いた研修につきましては、門真市学力向上対策委員会の具体的提言に示された授業改善を図るため、講義、講演会だけにとどまらず、日々の授業に結びつく研究授業に結びつく研修を実施します。特に、発達障害等の子どもが増えていることから、どの子もわかり、どの子も参加できる「授業のユニバーサルデザイン研修」を新設し、大阪府立高等学校入学者選抜の変更が予定されていることから、今後、適正な学習評価を行うことをねらった中学校の「授業づくり研修」を改編、充実させます。3. 門真市の教育課題に対応した研修につきましては、門真市学力向上対策委員会の具体的提言で示された生徒指導の改善を図るため、望ましい生徒指導のあり方についての研修等を実施します。4. 校内研修支援につきましては、各学校の実態にあった校内研修が実施できるよう、担当指導主事やスクールアドバイザー等による校内研修支援を行います。

次のページは、教育センター所管の研修と、学校教育課各グループ所管の研修を一覧に示したものでございます。

桜井委員： 二つ質問をさせていただきたい。

一つは、昨年より研修の分量が増えるのかどうか。研修が増えることで、教職員の実際の個別の自分が向かい合っている子どもたちとの課題や裁量の時間が減ってしまうので、研修がすごく肥大化することに関しては、気を付けないといけないと思うので質問したい。もう一つは、今回の機構改革でとりわけ厳しい地域や学校の子どもたちに出会っている福祉部局の職員と仕事ができるチャンスが与えられるが、そのこども未来部のスタッフや個別ケースに関わっている人たちとの研修の場、一緒に共同できたり知恵を持ち寄ったりということを26年度にすぐは無理かもしれないが、その次の年度ぐらいにできそうか。

岩佐学校教育課参事： 研修の分量については、25年度に実施しておりましたミドルリーダー研修を、学校運営研修を盛り込みました。また、授業づくり研修についても研修回数を見直しを図りました。また、桜井委員のご

指摘のとおり、教師が子どもたちと向き合う時間を確保するためにも、研修の実施をできる限り授業がある日には行わず、長期休業中を中心に実施することを考えております。機構改革に伴う研修の連携については、26年度は方向性を探りながら、まずは3にあります一貫教育研修の場で保幼小中一緒に研修に参加できる場もごさいますし、また、生徒指導研修やいじめ防止研修、道徳研修、支援教育コーディネーター研修などの場でも連携が図れないかということで、来年度一年間かけて今後の方向性を探っていきたいと思っております。

桜井委員： 保育もそうですが、特にケースについて福祉部との連携をお願いします。

〔全委員異議なく、可決〕

日程第15

議案第22号 門真市生涯学習推進基本計画の策定について

門真市生涯学習推進基本計画の策定について、脊戸地域教育文化課長が次のように説明した。

本議案につきましては、本市における生涯学習に関する基本的な方向を明らかにするために策定するものでございます。

生涯学習活動それ自体が、積極的にまなぶことにより自ら成長していこうという自律的なものであることから、「みんなでつくろう！おもしろいまち・おもしろいまち門真！」を合言葉に生涯学習施策を持続的に展開することで、「自律発展都市門真」をめざし、協働を基軸に市民力、地域力を生かした循環型まちづくりを進める主体づくりに寄与することを目指しております。

それでは、お手元の門真市生涯学習推進基本計画（案）の1ページをご覧ください。第1章では、「計画の策定にあたって」としまして、そもそも生涯学習とは何か、なぜ生涯学習が必要なのかを示すものです。

次に3ページをご覧ください。第2章「計画の位置づけ・期間」では、2-1 門真市第5次総合計画並びに門真市関連諸計画との関係、また、2-2では計画の期間を10年と定めております。

5ページをご覧ください。第3章では、24年度に生涯学習に関するアンケート調査を行い、その結果を分析し、現状と課題を抽出し

ております。

9ページ、第4章基本構想では、基本理念をわかりやすく、「みんなでつくろう！おもしろいまち・おもしろいまち門真！」と表現し、学習環境の整備や人材育成をとおして、それらの活動を支援することにより、協働を基軸とした生涯学習によるまちづくりを推進していくことを述べています。

10ページでは、基本理念の実現をめざし、基本目標を「しろう！生涯学習！」「やろう！生涯学習活動！」「つくろう！まなびあう仲間！」「つながろう！市民みんな！」と設定し、11ページでは、協働を基軸に、「まなびの情報提供」「まなびの機会づくり」「まなびの場づくり」「まなびのネットワークづくり」「まなびの人材づくり」「子どもを育む取り組みの推進」の6つの計画の柱を設定しております。

次に、12ページから50ページにかけて、基本計画として、只今ご説明いたしました計画の柱に沿って、各々現状と課題、施策展開の方向、基本施策を示しております。

また、52ページには、第6章「計画の実現に向けて」として、生涯学習推進のための庁内体制づくりなど、今後の取り組みについて記載しております。

最後に、53ページ、54ページに補章としまして、まなびの入り口として、生涯学習を身近に感じていただけるよう生涯学習活動の一例をあげております。

磯和委員： 所管の名前が変わって生涯学習部生涯学習課と生涯学習部スポーツ振興課。これは生涯学習部の目標だと思うが、なんとなくパッと見た感じ「まなび」など勉強の話が多く、スポーツが目につかない。生涯学習課のもののように映ってしまう。これは生涯学習とスポーツを統括している生涯学習部の基本計画なのだということが少し見づらいような気がする。そのあたりについてどのように思っているのか。

脊戸地域教育文化課長： ご存知のように生涯学習にはスポーツは大きな部分を占めておりまして、この記述の中でも、「まなび」という意味が強いですが、やはりスポーツをすることとおして体を動かして健康になっていく、そしてまた座学へ繋がっていくという、循環が図られていくと考えております。「スポーツ」という言葉はあまり登場しておりませんが、もちろん生涯学習推進計画の中に、1ページ

の「生涯学習とは」というところの2段落目に、生涯学習の内容は「学校や社会の中で行われる教育だけではなく、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動など幅広く多様です。」という形で記述させていただいております。

桜井委員： 関連してですが、確かに言われてみれば目次を見ても「まなび」だらけである。基本計画の中にも「まなび」が入っているが、これは基本計画の柱なのか。

柴田生涯学習部長： 「まなび」を強調したのは、社会教育は教育の側から見れば学習というのは市民一人ひとりの自主的な活動によって支えられているものなので、市の行政としては市民の方の学んでいる活動に対して拠点整備や支援等について記載しております。生涯学習基本計画についても、最後の補章にもありますように、市民の方にも実際に理解していただきやすいようにということで、学習という言葉「まなび」というわかりやすい言葉に変えておりますし、理念も「おもしろいまち、おもしろいまち門真」というようにキャッチコピー・合言葉というように計画自身を市民の方にも是非手に取って見ていただけるようにということを想定して作っておりますので、中を開けていただきますと市民の委員など活動に携わっていただいている方の実際の例も出してありますので、今回「まなび」の中心である市民のサイドに立った計画ということで強調して作らせていただきました。

桜井委員： 門真の市民活動はとても豊かだと思う。しかし文書になった途端「まなび」と「学習」になってしまい、実際の内容が活動なのに「まなび」と「学習」にされてしまっているように受け取れる。「まなび」と「学習」の使い方がもしかしたら「活動」の方が活き活きとするのではないかと思っているし、教育学の議論の中でもそのようになってきていることをお伝えしておきたいので、次年度で結構なのでぜひご検討いただけたらと思う。

長澤委員長： 次年度いけるのか。

柴田生涯学習部長： 計画の期間につきましては3ページに10年間、途中で進行管理も含めまして中間時点の5年で見直しを図るということで考えておりますので、その点も踏まえて検討させていただきたいと思って

おりますが、活動につきましても「まなび」の一環であるというように、「まなび」を言葉で捉えますと学習、座学というようにとらわれがちですが、生涯学習は生きていくこと自体すなわち生涯をとおして学んでいき、その中でスポーツに関しましても色々計画する中で学習して、技術の向上などを積み重ねるわけですから、すべての活動も「まなび」という考えのもとに作らせていただきましたのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

三宅教育長： スポーツの部分が少ないといわれるが、ずっと読んでいけば包含したような形でスポーツも含めていろいろ出てきている。例えば53ページのはじめてみませんか「生涯学習」の入口からを読んでも全体的には少ないが、例えば(2)の問題、(6)はそのままであるし、(8)もそれなりに入っている。それを包含して「まなび」という言い方にしているというのが一つある。それからこれは本当に大学の先生も入って色々な生涯学習の観点から作ってきたわけですが、その中に60ページに書いてあるとおりのスポーツ関係の委員さんも入っておられるし、そのような意味では新しいレクリエーション部門も含めたスポーツ関係のことも包含されているといえますので、全体的にはこれでいけばいいと思います。

桜井委員： 哲学的な話になってしまいますが、向上して学び続けなければならないのかということです。生まれてからすぐ学んで向上する。本当にこれでもつのかについては、どこかの時点で考えながら、この中では教育委員会なのでそれが当たり前ですが、市民は果たしてどうなのかを想像しながら毎年議論を重ねていければと思います。

長澤委員長： 冊子の配布先について、市民が自由に手に入れられるのかどうか。今の計画段階で結構なので。

脊戸地域教育文化課長： もちろん市の施設、あるいは社会教育施設でも常備することとしております。ただ、どなたにも必ずお渡しするという事は、部数にも限りがありますのでなかなか難しいですが、できるだけたくさんの方の公共施設等で見ていただきましたり、あるいはホームページ等でアクセスしていただきたいと考えております。

長澤委員長： 例えば施設に置かれたときに、市民の方が欲しいと思った時に持って帰ることは可能なかどうか。

脊戸地域教育文化課長： それはちょっと難しいと考えております。

長澤委員長： お金の問題もあるとは思いますが、できるだけ市民に知ってもらいたいので。ホームページで何十ページのものをパソコンで見ると人は何%いるのか懸念している。

脊戸地域教育文化課長： その辺りも踏まえまして一工夫、二工夫させていただきます。

[全委員異議なく、可決]

ここで、委員長から本来なら日程第16 諸報告となるところですが、告示後、急施案件の提出があったため、日程第17及び日程第18を追加し、議案を先に審議してよいか各委員に諮ったところ異議なく、追加議案を審議する運びとなった。

日程第17 承認第1号 臨時代理による事務処理の承認について
(門真市立学校管理職人事について)

門真市立学校管理職人事について、藤井学校教育部長が次のように説明した。

教育委員会議の議決を得た上での辞令交付をすべきところではありますが、緊急やむなく、教育長が本事務を臨時に代理いたした関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いいたします。

人事異動内容については、別添資料のとおり。

[全委員異議なく、承認]

日程第18 承認第2号 臨時代理による事務処理の承認について
(門真市教育委員会事務局人事について)

臨時代理による事務処理の承認について、藤井学校教育部長が次のように説明した。

教育委員会議の議決を得た上での辞令交付をすべきところではありますが、緊急やむなく、教育長が本事務を臨時に代理いたした関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いいたすものであります。

人事異動内容については、別添資料のとおり。

[全委員異議なく、承認]

日程第16

諸報告

長澤委員長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号 1 門真市豊かな人間性をはぐくむ取組推進事業補助金交付要綱の制定について

門真市豊かな人間性をはぐくむ取組推進事業補助金交付要綱の制定について、寺西学校教育課長が次のように説明した。

諸報告資料の1ページから9ページをご覧ください。

本要綱は、門真市補助金等交付規則の規定に基づき、門真市豊かな人間性をはぐくむ取組推進事業指定校区に対し、予算の定める範囲内において、補助金を交付することにより、学校、家庭及び地域が一体となって事業に取り組み、もって子どもたちの確かな学力、豊かな人間性及び健やかな体をはぐくむことを目的として新たに定めたものでございます。

第2条の交付期間につきましては平成26年度及び平成27年度、第4条の補助金の額につきましては1推進校区あたり200,000円以内とし、第5条から第11条の交付の申請、交付の決定等について4ページから9ページの様式を定めたことが主な内容となっております。

なお、附則としまして、この要綱は、平成26年4月1日から施行するものです。

番号 2 平成25年度門真市教育フォーラムについて

平成25年度門真市教育フォーラムについて、岩佐学校教育課参事が次のように説明した。

平成26年2月26日、速見小学校を会場に実施した教育フォーラムには、378名の参加がございました。

今回の教育フォーラムでは、門真市のめざす、活用型の国語科授業のあり方と、全教職員が役割分担した研究討議の一つのあり方、「門真市学びのススメ」とそれを活用した取組について、学校園教職員、保護者、地域の方々に広く周知することができたこと、角野教授の講演会により、これまでの門真市の取組の成果を共有し、今後の門真市の学力向上に向けた新たな課題を知ることができたことが成果として挙げられます。

来年度に向けては、今回、会場の音響設備が悪く、聞き取りにくかったとの参加者の意見が多かったこと、公開授業や研究討議が短い時間に限られていたため、全体像をつかみにくかったことが課題として挙げられ、それらを改善するために、教育フォーラムの場で、市教委の伝えたい内容を効果的に伝える手法を検討していく必要がございます。

また、学力向上対策委員会の具体的提言のうち、24、25年度は、「授業改善」「家庭学習の改善」に焦点化しましたので、26年度は、「生徒指導の改善」、特に中学校の取組を広めていくようなフォーラムを実施したいと考えております。

教育フォーラムについては、26年度を一つの節目として、目的と効果等を評価し、内容やスタイルを再検討したいと考えております。

番号 3 「第3回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト」の結果について

「第3回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト」の結果について、脊戸地域教育文化課長が次のように説明した。

諸報告資料の11ページをご覧ください。

平成26年2月23日（日）ルミエールホール小ホールにおきまして、第3回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテストを205名の来場者を迎えて開催いたしました。

昨年7月から9月にかけてましてプレゼンテーションコンテスト参加希望者を募集しましたところ、市内在住の386名の中学1、2年

生から応募がありました。提出された和文と英文によるテーマ設定の理由を記した書類での一次審査を31名が、日本語と英語による二次審査の面接を18名がそれぞれ通過しました。

その後1名が辞退し、17名の生徒が、コンテスト当日まで関西外国語大学教員並びに、9名の関西外国語大学の学生、そして11名の市立中学校の英語教員の参加を得まして、3回の事前研修を行いました。生徒たちは、関西外国語大学の皆さんの丁寧な指導と併せ、研修のみならずコンテスト本番前のリハーサルの段階から、日ごろ顔なじみの現場の教師の皆さんが参加されて指導いただいたことで、心強く感じてもらえたと同時に、落ち着いてプレゼンテーションに臨むことができたのではないかと考えております。

また、審査中には昨年年第2回海外研修に参加した代表4名が、オーストラリアでの自らの経験を英語でプレゼンテーションをしました。また、門真市子ども英会話講座KEIKの小学4年生から6年生の児童約40名による英語の歌の披露など、コンテストに華を添えていただきました。

各賞には記載の生徒が輝きました。最優秀賞と優秀賞の9名は、26年8月に南オーストラリア州アデレード市キャンベルカレッジ等で開催予定の海外研修候補生として、新年度に実施予定の事前研修に参加していただく予定としております。

なお、今回のプレゼンテーションコンテストにあたり、門真ロータリークラブ様と国際ソロプチミスト大阪-門真様から物品ならびに資金のご寄贈をいただいておりますことを併せてご報告させていただきます。

番号 4 市立文化会館ふれあいまつりについて

市立文化会館ふれあいまつりについて、脊戸地域教育文化課長が次のように説明した。

諸報告資料の12ページから15ページをご覧ください。

ふれあいまつりは、26年3月15日（土）と16日（日）にかけて門真市立文化会館で開催されました。

両日、書道、絵画、写真、篆刻、フラワーアレンジ、ガラスアート作品、手編み作品や洋裁作品の展示や模擬店での販売がありました。

初日は一日体験教室として、門真操体道（体操）やエアロビクス、社交ダンス、撫子（折り紙）、百人一首の会の体験がありました。

二日目は文化会館の事業として、あそびのひろばが設けられ、バルーンアートや昔あそび、紙工作など、なつかしいあそびを行いました。日用品のバザーもあり、一日体験教室としては、民謡三味線の体験やふれあい歌謡教室でなつかしい歌を合唱しました。

また、実行委員会主催の喫茶コーナー「ふれあい亭」も両日とも大変賑わい、いこいの場となりました。

2日間で25サークルが5部屋で作品展示をし、18サークルがホールで舞台発表をしました。一年間の活動の成果として、素晴らしい場となりました。

両日とも好天にも恵まれましたが、中塚荘の手作り市と日程が重なったため、2日間で昨年より少し下回る3,508人の参加者となりました。

番号 5 市立公民館まつりについて

市立公民館まつりについて、脊戸地域教育文化課長が次のように説明した。

諸報告資料の16ページ、17ページをご覧ください。

公民館まつりは、26年3月7日（金）から3月9日（日）までの3日間、公民館で開催されました。

初日は、ダンスパーティを開催し、延べ60の方が参加しました。

二日目は、公民館に登録されている5つのカラオケサークルによる恒例のカラオケ大会が開催され、日頃鍛えた歌唱の発表の場となりました。

また、同日に絵手紙や書道、手工芸などの展示発表や販売も行われました。

続いて三日目は、舞台発表、展示発表、販売等を行いました。舞台発表で26のサークルの団体が発表し、幼児から大人まで幅広い年齢の方が出演され、一年間の活動の成果の場として生き活きと発表されておりました。

展示発表においても、様々なジャンルの素晴らしい作品が並び展示の仕方の工夫にもこだわった華やかな会場となりました。

なお、3日間の参加者は昨年を上回る1,730名となりました。

番号 6 平成25年度末・26年度当初における教職員人事異動の概要について

平成25年度末・26年度当初における教職員人事異動の概要について、上甲学校教育課参事が次のように説明した。

18ページをご覧ください。まず、小学校についてであります。

児童数でございますが、昨年より259名減となっております。学級数の総数については通常学級が13クラス減ですが、支援学級が6クラス増により、全体で7クラス減でございます。教員数は、基本定数は昨年から2名減、加配が1名減で、全体で3名減になっております。

加配関係の内訳ですが、少人数指導加配については、昨年と同数になっております。児童生徒支援加配、日本語指導加配、外国人対応加配、通級指導についても変わりありません。

その他の加配については、小2の35人学級加配については2名減、初任者指導加配は、門真、大和田、四宮小学校についております。日本人学校については、北京日本人学校へ1名派遣されております。

次に、小学校の転入についてであります。

新規採用教員については、大阪府教育委員会より18名の配当がありました。管理職の再採用として、速見小学校に1名校長を配置しました。管理職広域異動により、教頭が寝屋川市、交野より各1名転入しております。

教員の市外からの転入については、枚方市より1名、交野市よりチャレンジ人事交流戻り1名ございます。再任用については、定数として9名配置いたします。よって転入教員の合計は34名でございます。

次に転出でございます。

管理職退職として校長3名、教諭の退職は、定年が10名、勸奨が1名、普通が7名、再任用3名の19名、定数内の講師の退職が25名となっております。

また、管理職の広域異動により教頭1名が転出、市籍割愛として教諭から1名を指導主事及び研究員として登用いたします。

市外への転出については、大阪市、堺市、豊中市へ各1名、守口市へ1名、新たに研修交流として本市から四條畷市へ1名異動します。よって転出教員の合計は54名でございます。

最終的には、小学校では23名の欠員が生じ、定数内講師の採用予定しております。

19ページをご覧ください。中学校についてであります。

生徒数は、207名減少しており、通常学級で6クラス減ですが、支援学級が2クラス増になったことにより、学級数全体では

4クラスの減となっております。

教員数は基本定数で2名減、加配の3名減により、総数では5名減となっております。

加配関係の内訳ですが、少人数指導、児童生徒支援加配については昨年と同様であり、日本語指導加配については、五中がなくなり、新たに三中に1名ついております。

スクールエンパワーメント加配（表ではSEで表されています）、通級指導加配、専科加配は昨年と同様であります。

初任者指導加配については1名減で、四中、五中に各1名をつけております。

また、中国の杭州日本人学校から1名戻ってまいります。

次に転入についてでございます。新規採用教員は、府教育委員会より13名の配当がございました。市籍割愛の指導主事（学校教育課長）1名を教頭として配置いたします。小学校の教頭1名を新たに校長として中学校で任用します。府立高校から1名研修を終えて戻っております。他市からの転入はございませんでした。

また、再任用教員については定数として6名配置いたします。よって転入教員の合計は21名でございます。

次に転出でございます。管理職退職は校長2名、教諭の退職は、定年が6名、普通4名、再任用1名の11名、定数内講師が35名退職いたします。

広域異動として教頭1名が枚方市へ異動、市籍割愛により教諭から1名を指導主事として登用します。

市外への転出は摂津市、泉南市、交野市、枚方市へ1名ずつ異動いたします。

よって転出教員の合計は54名でございます。

最終的には、中学校では27名の欠員が生じ、定数内講師を採用予定しております。なお、定数内講師の教科の内訳は別表のとおりでございます。

20ページをご覧ください。その他の職種についてであります。

養護教諭については、課題対応加配が引き続き門真みらい小学校についております。1名を指導主事（学校教育課参事）として市籍割愛いたします。1名の養護助教諭を配置しております。

事務職員につきましては、2名の退職がありました。交野市へ転出1名、新規採用1名があります。加配については、大和田小学校の要準加配が1名減、事務の強化対応加配については古川橋小学校に継続についております。総数は、今年度より1名減の36名の配置

になります。定数の欠員の7名については、臨時主事を配置いたします。

栄養教諭につきましては、児童・生徒数の減少により、定数が2名減、五月田小学校の食の指導加配が減になり、総数は3名減の10名となります。

被辞令交付者につきましては、平成25年度末平成26年度当初の教職員の異動者総数でございますが、小学校では83名、中学校では43名になっております。

長期滞留者の異動につきましては、産休・育児休業者を除いては、全員異動となっております。

—すべての報告が終了後—

藤原委員長職務代理者： 諸報告第6号のところで、35人学級など新しいことが入ってくるが、それは何校になるのか。

上甲学校教育課参事： 小学校8校、中学校2校の計10名を配置させていただいております。

長澤委員長： 諸報告1号について、26年と27年の2年間に限定されており、その事業が市においてきていると予想しているのですが、具体的に中身はどのような事業が考えられるのか。二つ例示されているが、イメージが湧かない。もう一つは申請書について、差出人が校長になっている。要綱は地区の代表者だが、校長と決めた理由は何かあるのか。

寺西学校教育課長： まず一点目の内容については、この事業につきましては中学校区で引き受けておりますので、大抵の場合は1中学校2小学校で引き受けるということで、具体的には中学校区として学校・家庭・地域が一体となった協働できる体制の構築ということで、中学校区で公開講座をする、一つの中学校の体育館に三つの学校の保護者や子どもたちが集まって公開講座を行うなど、それ以外には現在大阪府が行っておりますような心の再生運動、あいさつ運動や朝ごはん運動などを取り組んでいくことを考えております。今言われました学校長が代表になっているのは、中学校とは限らず小学校でも主体となっておりますのが中学校区に一貫教育課程研究推進委員会というものが置かれておりますので、その代表者となって申請をするということで、新たな多忙化等のことも考えて

修正することも考えております。

長澤委員長： 校区で推進する場合は、始めから校長に決めてしまうと、学校の指揮下に置かれてしまうようなことを地域の方たちにもたれてしまうのではないか。結果として校長になるのは良いと思うが。

寺西学校教育課長： おっしゃる通り、ただ要綱を読みとおす中で学校長が代表で招聘するというところで考えております。

長澤委員長： 府が様式を示すが、その時にはすでに校長が記入されているのか。

寺西学校教育課長： そのような形で申請しております。

長澤委員長： やはり事業でもらう以上は、住民の方々に積極的にかかわってほしいという思いがある。地域の方を巻き込む形ならば構わないが、学校側が地域の方々に命令するような形であるところの事業はうまくいかないのではと思う。そのあたりも地域の方々のことを考えておいてください。

長澤委員長 閉会宣言 午後4時2分

門真市教育委員会会議規則第25条の規定により署名する。

門真市教育委員会

委員長 長澤 信之

署名委員 藤原 定壽